

各所属所長 殿

公立学校共済組合鹿児島支部長
(鹿児島県教育委員会教育長)

育児休業手当金の制度改正に係る取扱いについて(通知)

このことについて、平成22年6月24日付け公共鹿第248号「育児休業手当金の制度改正について」でお知らせしたところですが、制度改正の取扱いについては下記のとおりです。組合員への周知をお願いします。

この改正に伴い、「育児休業手当金請求書」の様式の変更及び「配偶者の育児休業に係る証明書」を新たに作成し、当支部のホームページに掲載しましたので、「公立学校共済組合関係申請書等用紙」に追加してください。

記

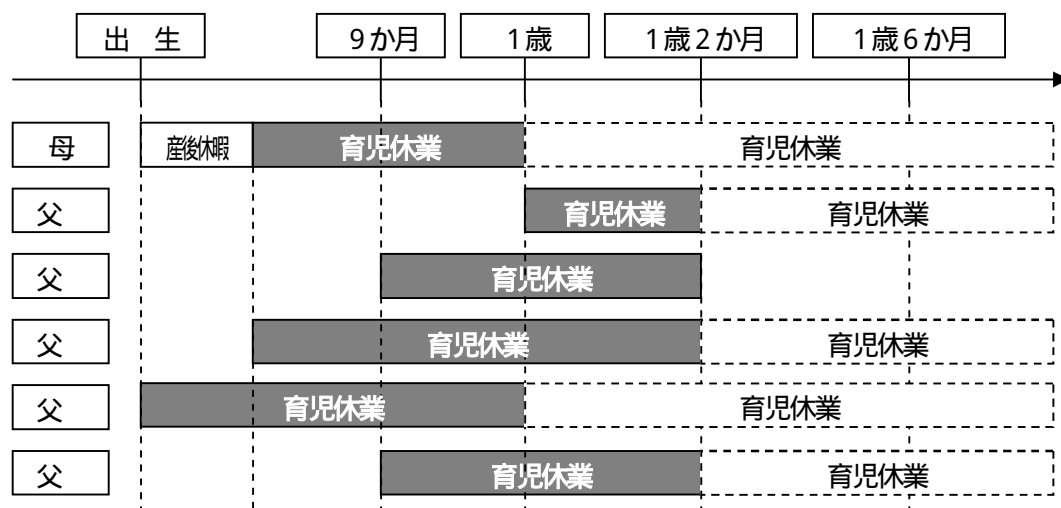
1 制度改正の概要

- (1) 育児休業の対象となる子について、その父母がともに育児休業を取得する場合、子が1歳2か月に達する日までの間、1年を超えない範囲で育児休業手当金を支給する。
- (2) 育児休業手当金の給付対象期間は、父の場合は育児休業期間のみで1年間が上限となる。また、母の場合は産後休暇と育児休業期間を合わせて1年間が上限となる。

2 育児休業手当金の考え方

■…育児休業手当金支給期間

(1) 事例1



母に対する育児休業手当金は当該子が1歳に達する^注日まで支給され、父に対する育児休業手当金は当該子が1歳に達した日の翌日から1歳2か月に達する日まで支給される。

母に対する育児休業手当金は当該子が1歳に達する日まで支給され、父に対する育児休業手当金は当該子が1歳2か月に達する日まで支給される。

なお、母と父が双方とも育児休業を取得している期間（当該子が9か月から1歳に達する日まで）は、双方に育児休業手当金が支給される。

母に対する育児休業手当金は当該子が1歳に達する日まで支給され、父に対する育児休業手当金は育児休業開始日から1年間支給される。

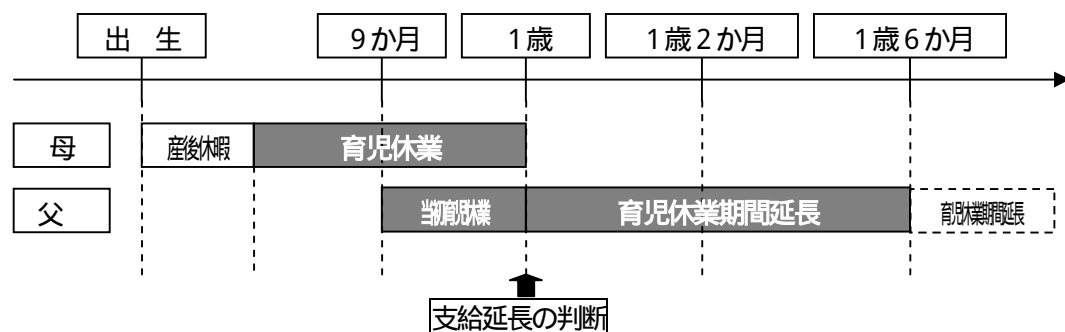
なお、と同様に、当該子が1歳に達する日までは、双方に育児休業手当金が支給される。

母に対する育児休業手当金は当該子が1歳に達する日まで支給される。父に対する育児休業手当金も当該子が1歳に達する日まで支給される（父は、1歳2か月を超える期間、育児休業を取得しているが、育児休業手当金の支給期間は最大で1年であるため。）。

母に対する育児休業手当金は当該子が1歳に達する日まで支給される。父に対する育児休業手当金は当該子が9か月から1歳2か月に達する日まで支給される（父の育児休業取得期間は1年に満たないが、育児休業手当金は当該子が1歳2か月に達する日まで支給されるため。）。

注 「1歳に達する日」とは、1歳の誕生日の前日である。

(2) 事例2

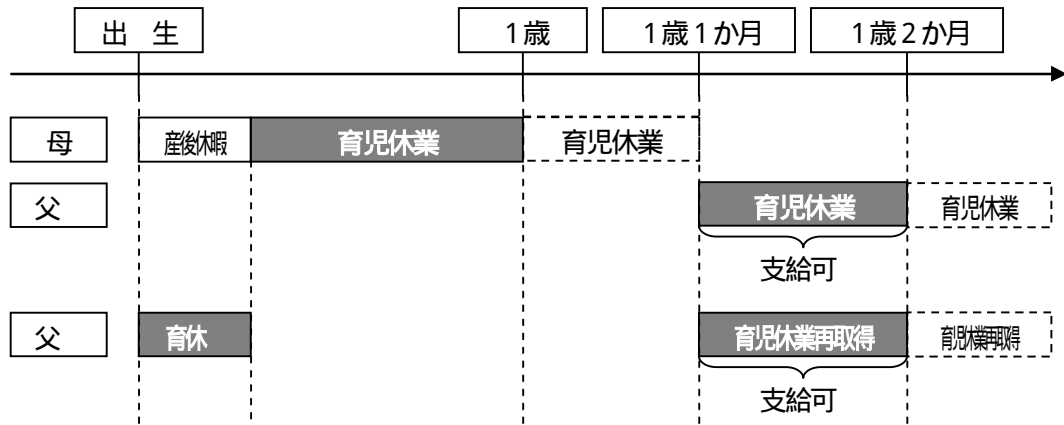


父が、当初、当該子が9か月から1歳まで育児休業を取得していたが、保育所に入所できない（特別な事情に該当する。）ため、1歳8か月まで育児休業を延長して取得する。

母に対する育児休業手当金は当該子が1歳に達する日まで支給される。父に対する育児休業手当金は、地方公務員等共済組合法施行規則第2条の5の3に規定する特別な事情に該当するので、当該子が1歳6か月に達する日まで支給される。

なお、保育所における保育の実施が行われぬ等支給対象期間の事由の判断については、現行と同様に、当該子が1歳に達する日における状況で判断する。

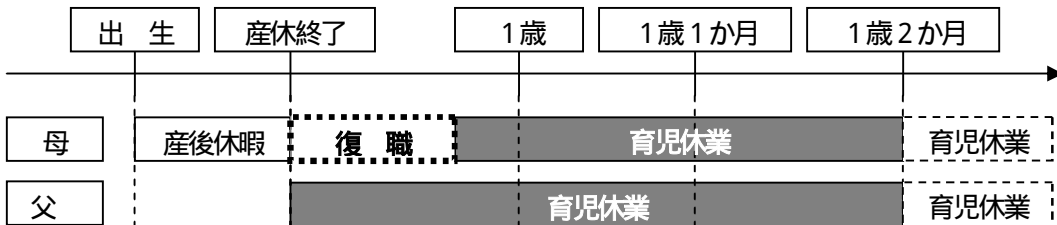
(3) 事例3



当該子が1歳に達する日の翌日後に父が育児休業を取得した場合、父に対する育児休業手当金を支給することができる。

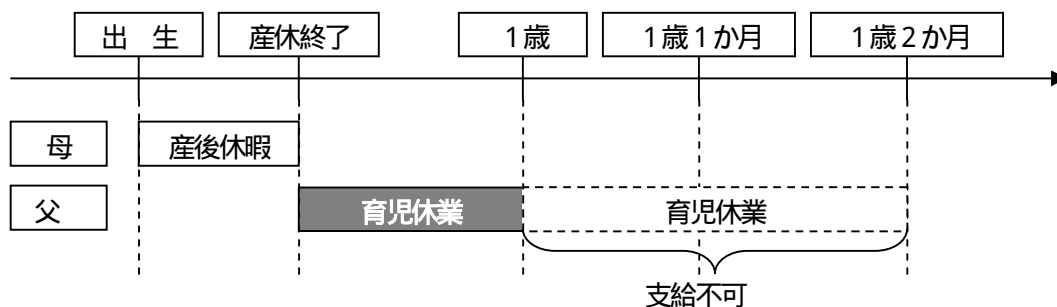
当該子が1歳に達する日の翌日後に父が育児休業を再取得した場合、父に対する育児休業手当金を支給することができる。

(4) 事例4



母の産後休暇後に父が育児休業を取得し、その後復職していた母が当該子が1歳に達する前に育児休業を取得した場合、父母に対する育児休業手当金は当該子が1歳2か月に達する日まで1年を超えない範囲で支給される。

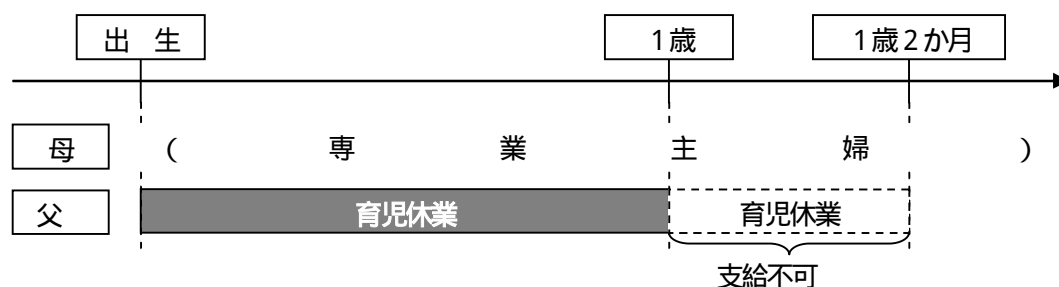
(5) 事例5



母が産後休暇後、すぐに職場復帰をした場合の父の育児休業手当金は、当該子が1歳に達する日まで支給される。

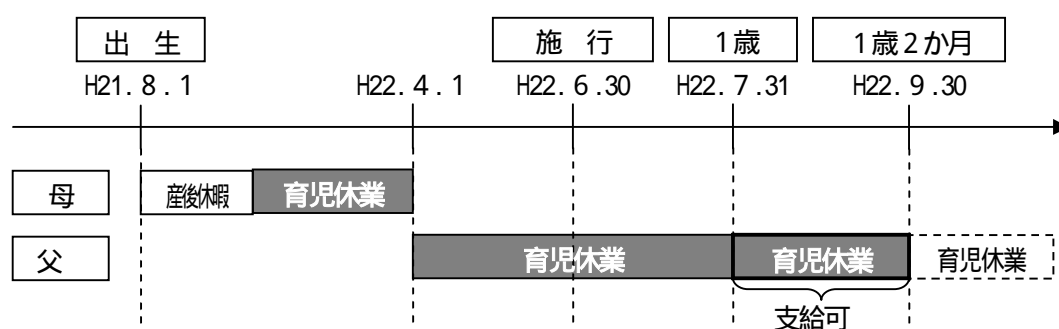
産後休暇は、育児休業ではないため、父母ともに育児休業を取得していることにはならない。

(6) 事例6 (配偶者が専業主婦の場合)



母が専業主婦の場合、父に対する育児休業手当金は当該子が1歳に達する日まで支給される。

(7) 事例7 (平成22年6月30日より前に育児休業を取得した場合)



平成22年6月30日より前に開始した父の育児休業について、父に対する育児休業手当金は当該子が1歳2か月に達する日まで1年を超えない範囲で支給される。

3 提出書類

- (1) 育児休業手当金請求書 (整理番号20)
- (2) 組合員の育児休業に係る辞令の写し (所属所長の原本証明のあるもの。)
- (3) 世帯全員について記載された住民票 (支給対象者の配偶者であることを確認するため、続柄が記載されているもの。写しの場合は 所属所長の原本証明のあるもの。)
- (4) 配偶者の育児休業に係る証明書 (整理番号20 - 1)
(組合員の配偶者が当該育児休業に係る子の1歳に達する日以前のいずれかの日において育児休業をしていることを確認する。)

4 その他

- (1) 配偶者の育児休業に係る証明書 (整理番号20 - 1) については、父母双方から提出を求める場合があります。
- (2) 今回の制度改正以外の提出書類は、現行のとおりです。
- (3) 様式をホームページからダウンロードすることが困難な所属所については、別途送付しますので連絡してください。

問い合わせ先
公立学校共済組合鹿児島支部
(鹿児島県教育庁総務福利課内)
年金給付係 担当 上堀内・帖佐
: 099-286-5220 (直通)
URL: <http://www.kouritu.go.jp/kagoshima/>